

## 不正調査と情報システム Fraud Examination and Information Systems

横井 久美子<sup>†</sup>  
YOKOI, Kumiko

### 1. はじめに

不正調査として、ここでは、企業の粉飾決算、贈収賄、談合などの組織ぐるみのものから、経営者の背任、従業員個人の横領などに関する不正の有無を調べる活動を指す、との前提で、そのために情報システムの活用が広く発達した近年の企業体において、いかなる調査技術があり、それらの利点と限界、近年の不正調査の課題、などを、いくつかの例の中から検討する。

本項で示唆する考え方は上述の通り、企業に関する各種の不正に当てはまるものではあるが、もっともイメージしやすいのは、スタッフによる着服（横領）事案であろう。

しかし、粉飾決算や贈収賄、談合、さらにトップの背任の事例においても、なんらかの情報の不適切な漏洩や開示、なんらかの情報の送信やシステム上の操作が介在することがほとんどであるので、情報システムの活用、使用の妥当性の再点検などが、きわめて重要となる。

### 2. 情報システム

情報システムがかかわる位置として、次の3つに大別する。

#### 2.1 情報システムによる不正（の誘発）

情報システムの設計のしかたによっては、「そもそも、承認機能がきちんと設置されていないので、情報システムに入力する従業員が、無承認で操作ができてしまう」「職務分離がシステム上担保されていない」という設計となっていれば、不正の「機会」を提供してしまう。

したがって不正調査においても、使用されている情報システムの設計がどのようになっているか、従業員またはベンダー側のスタッフにより不正の機会を提供していないかを、まずは、点検する必要がある[1]。

##### 2.1.1 「機会」に関して一不正の三角形仮説

不正調査の観点からは、不正が発生する場合の条件として「動機」「機会」「正当化」の3つが古典的な仮説として知られる（1940年代、Donald R. Cressey）。

「動機」とは、個人として金銭に困っていた（横領）、会社としての業績を良く見せるプレッシャーがあった（粉飾決算）などをいう。

次の「機会」というのが、「やろうとすればできる手段があること」である。たとえ動機があっても、「やりたくてもできない」状態であれば、不正が発生しない。

この点に関して「職務分離」が必要である、というのは、グローバルスタンダードとしては、すでに十分に確立した考え方なのではあるが、我が国では、かならずしも徹底されていない（後述 2.1.2）。

また3つめの「正当化」については、人間が不正に手を染める場合に、規範意識を踏み越えて一線を超える、その引き金を引くこと（＝規範意識が鈍磨する原因となること）が必要なのだが、それが正当化要素であるとの考え方である。つまり「ほかの同僚もやっているから」「経営者の放漫経営のほうはるかに悪い。そんな会社なのだから従業員がこれくらいやっても、許されるだろう」「同業他社の経営者も同じことをやっているから」というような自己の不正を頭の中で正当化してしまう要素である。

以上の3要素の中で、情報システムは、主として「不正を働く機会を提供してしまう」という側面で介在する可能性があるが、「動機」や「正当化」の要素とも相まって、不正調査に関しては、留意する必要がある。

##### 2.1.2 「機会に関して」—職務分離

「実行」と「チェック」あるいは「記録」など、一方が他方を批判的に監視しつつ実施すべき工程を、同一担当者がおこなってはいけない、という大原則であるが、我が国の組織の慣行としては、その逆で、同一人物がすべてを裁量にて実施してしまい、柔軟で融通を利かせた実務運用をすることの便宜を尊重する気風がある。

「これは、私の職分ではない」「これは、係が違います」というように、工程ごとに別の担当者が存在するのは「たらい回しである」というような「不便だ」というような目で見える風潮があると思われる。

また、省力化のために、極限まで人員を削減して、実際問題として、単一の担当者が、複数の工程を全部ひとりで抱えざるを得ないこともある（わかりやすい例を挙げれば、送金処理をする場合の、実際の振込操作をする担当者として、そのチェックをする担当者を別にしておこななかったための「高額の誤送金」「振込操作と通帳管理とを同一担当者が

おこなっているため通帳と実際残高の齟齬が発覚しにくいことを悪用した着服」など)。

情報システムにおいては、実行する担当者とは別に、冗長が「承認」ボタンを押すことが、システム上組み込まれている設計が多いようだが、その「承認ボタンを押す」という行為自体が形骸化して、十分にチェックせずに、ただ何も考えずに自動的にボタンを押す実情が存在する組織もある。

職務分離と関連して、同一職務を同一人物があまりにも長年担当しているあまり、監視機能が働かないという事態にも十分に留意する必要がある。「開発」と「運用」は、情報システムにおいて分離されるべきであるが、小さな組織において、システム知識やスキルを持つ担当者が実質的に一人しかいなかった期間が長く、その一人の人物がすべてを手掛け、しかも、長年の組織体のビジネス上の歴史や沿革も、他の誰よりも知り尽くして、代替が効かない、判断の当否をチェックすることが事実問題として不可能となっている、その人物にすべてを依存しているために、その人物が許されないパワーを持つに至っている、という事態が、情報システムと不正調査に関しては最も大きな問題といえる。まして、その「人物」が外部のベンダーの常駐スタッフであるとするなら、組織体への忠誠心や倫理観の面でも社員とは異なる感情を抱く恐れもある。

しかし、従来は、それらのような「たった一人の人物に任せきって、組織体のことなら、隅から隅まで知り尽くしてもらい、『痒い所へ手が届く』機転の利くサービスをしてもらうことを是とする土壌があったと思われるので、それが大きな問題であることを、まずは自覚することが重要である。

## 2.2 情報システム自体の不正 (発生)

アルゴリズムの問題あるいはバグなど、いわゆるシステムエラーが発生し、それに対する適切な対応ができないことにより、「不正がタイムリーに検知されない」「不正を許してしまう」ということがあれば、その点を、まずは、きちんと調査、点検すべきである。

ネットワークに接続されている情報システムであれば、ネットワークに対する脆弱性も含む観点からの点検も必要である。

この問題には、システム導入時に、そもそも、そのような問題があったことが発見できずに今日に至ってしまったという人間の問題が合併しているわけであるので、導入時のテスト体制も点検する必要がある。

## 2.3 情報システムを使用した不正の発見

従来から、監査 (外部監査、内部監査両面において) コンピュータ技術を活用した監査手法として、GAS(Generalized Audit Software)は実務上よく使われているところである。しかしながら、これは、監査人が監査手続きを遂行するためのものであり、「ファイルへのアクセス、特定の記録を監査人が定義付けた規準にもとづき評価、演算、統計的機能、統制の有効性テスト」などをおこなうものである。

組織体が日々の業務において使用する情報システムそのものが、不正に利用されていないかどうかを検知するためのシステムは、監査目的のソフトウェアとは異なる。不正使用検知については、さらに、検査士のノウハウやスキルの実際の現場での蓄積がさらに期待される。

しかし、情報システムは万能ではない。かならず抜け道や穴がある [1]。従来の不正に関する研究で、不正発覚の端緒の4割は内部通報であった、との報告もある [2]。情報システムといえども、人間が設計・開発し、プログラミングし、運用するものであり、妥当性に気が付くのは担当者等、その実地を知るものであること、さらに、その結果として、不自然な結果が発生していることを実際に見て知っている者であることを忘れてはならない。

さらに上がってきた報告、通報された内容に対して、適切に対応できるだけのスキルと判断力のある人物が、管理者あるいは外部のプロフェッショナルのサポートとして配置されているかどうか、という点が重要である。

## 3. おわりに

本稿で概観してきた「不正調査と情報システム」との問題意識は、通常のシステム監査の場面においては、必ずしも十分にチェックされることがないという懸念がある。

しかし、紙ベースの実務が激減し、組織体 (企業) のほとんどの処理がシステム上でおこなわれている現状では、不正を探知して追跡し、証拠を確保する際に、「情報システムによる不正」「情報システム自体の不正」「情報システムを使った不正発見」という観点を、改めて意識して事例集積をおこないたい。

### 参考文献

- [1] 勝村 幸博, “見えない脆弱性を埋め込む プログラマー欺く「トロイのソース」”, 日経コンピュータ, No.1057 (2021).
- [2] Association of Certified Fraud Examiners (ACFE), “Report to the Nations on Occupational Fraud and Abuse”, (2014).

† 著者所属なし